

第 7 回 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答

構成員からのご意見カード

【意見・質問事項】	【回答】
<p>前回からの持ち越し事項（練馬 1km 問題）について</p> <p>(1) 第 7 回話し合いの会議事録（案）49 頁 9 行目～16 行目に小口課長の発言として</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 移転戸数をちゃんと図面で一戸一戸説明しろという指摘で、自分としては説明することは出来ない。 2. 詳細について知りたければ東京都建設局に問わせてください。従って持越し事項ではないと明記されている。 <p>(2) 第 6 回話し合いの会議事録（20 頁、16 行目）で古川が聞いているのは、古川提出資料 6-4-1 図 1 のピンク色の部分の立退き戸数は何戸か？と聞き、小口課長が同 20 頁 17 行目に「ピンク色の部分（本線と外環-2 の計画のまたがる部分）は分かりかねます」と答弁していることに対し、ならばその戸数を調べてほしいと聞いているのです。</p> <p>なお、21 頁 23 行目に「立ち退き戸数」については、再度確認させていただきますとあります。「古川から直接建設局に聞いてほしい」という個所は見当りません。その場所を指摘して下さい。</p> <p>(3) なお、第 5 回議事録 18 頁の下から 4 行～2 行目のところに小口課長は「外環-2 として申請したのは建設局ですが、東京都としてやっておりますので、私は代表して答えさせていただきます」と答弁しているんです。なぜ今回は代表して答えてもらえないのですか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上記(1)で私は、一戸一戸説明しろ、なんて聞いていません。このように質問者の趣旨をとり違えての回答がとても多いのです。 ●今回の例は、小口課長の回答姿勢の典型的な一例で、このような回答が多いのです。従って質問者は何回もくり返し聞くことになるのです。 	<p>大泉ジャンクション地域における用地取得件数については下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外環本線：約 290 件 ・ 地上部街路：約 90 件 <p>（うち、地上部街路のみにかかる件数：約 50 件、外環本線と地上部街路にまたがる件数：約 40 件）</p> <p>※現在、用地測量中のため概数</p> <p>第 8 回話し合いの会にて、ご説明させていただきます。</p>
<p>第 6 回議事録（案）の今後のすすめ方について。第 7 回話し合いの会にあたり、私は構成員提出資料として資料 7-4「議事録は会の流れを正しく伝えているか？」を提出し、議事録（案）があまりに実際の内容と隔たりがあることを具体的に 5 つの場面での具体例をあげて紹介しました。</p> <p>そして、第 7 回の話し合いの中で、議事録（案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事録の作成については、録音された音声から書き起しており、マイクを通していない発言や聞き取りにくい部分等については誤記や漏れが生じる可能性があります。このため、構成員の皆様には話し合いの会の前に送付し、内容を確認していただいております。その際いただいた指摘事項については、可能な限り修正しております。 ・ 資料 7-4 でご指摘のあった 5 項目のうち 3 項目に

【意見・質問事項】	【回答】
<p>48 頁下から 14 行目に 7-4 資料を参考にして、もう 1 回議事録再作成してほしいと要求しました。それを見たらうで、また送り返すとしたのです。</p> <p>そのようにお願いした理由は、議事録 48 頁中段のところに記載ありますが、我々の指摘した 5 つの場面の内 3 つの場面では我々の指摘したとおりに修正されてあったからです。それならば、他の部分でもこのような目で見ると色々要修正箇所が出てくるのではないかと考えたからです。</p> <p>議事録 3 頁に事務局発言として（下から 3 行目～最下段）「7-4 に示す内容、それ以外の修正がさらに必要ということであれば引き続き対応させていただきたい」とあるので上記のようにお願いいたします。（事務局で再作成して下さい）</p>	<p>については、事前に修正しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> この度、残りの 2 項目についても、資料 7-4 にてご指摘いただいたことを踏まえ、修正しました。 今後も、聞き取りにくい部分等の誤記や漏れに対するご指摘や修正については、引き続き対応いたします。
<p>異なる意見にも耳を傾けよ！（杉並・上原部長のことば）</p> <p>第 1 回「話し合いの会」の開会直後に東京都と杉並区より挨拶のことばがありました。</p> <p>その時、杉並区の上原部長は（議事録 2 頁最下段）「この外環につきましては、さまざまな異なったご意見をお持ちの方がいらっしゃると思います。どうぞご自分とは違うご意見の方のおっしゃることに耳を傾けていただきたい」というのがありました。</p> <p>先日の会合で、私は「外環計画のたたき台」のことで都に質問している時に「その話はやめろ、やめろ」とわめく構成員がいました。（第 7 回議事録（案）44 頁、10 行目、12 行目）全く情けないことだと思いました。やめろ!という前にどうして自分の意見を発言できないのでしょうか?このような野次に対し、司会者、東京都のお考えを聞かせて下さい。（その時何も注意されませんでした）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご意見については、司会者と共有させていただき、今後、円滑な議事進行ができるように事務局としても努力してまいります。
<p>東京都は、杉並区の住民との話し合いの会を拒否するのか。司会者に強制して都サイドに立った強引な進行、話し合いを拒否するなら明言すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都は、地上部街路の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進めることとしており、この一環として、地域住民の意見を聴くため、話し合いの会を設置しております。
<p>安西氏は、このような住民との話し合いの会の席に参加するべきでない。基本的資質に欠ける。誰から給料を貰っているのか。誰のために仕事をしているのか話し合いの場で表明すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 話し合いの会の運営及び進行や、都の構成員の取り組み姿勢に対し、厳しいご指摘をいただいていると認識しており、話し合いの会を円滑に進めるためには、より一層の努力が必要と考えております。
<p>座席の配置は、司会と「小口、安西」を離すこと、それによって公平な進行ができるのではないかと</p>	<ul style="list-style-type: none"> このため、話し合いの会の運営及び進行に関する打合せを提案し、構成員の協力のもと、資料 8-5 のとおり、今後の方針をとりまとめることができました。
<p>安西氏は替わるべきである。横暴この上なく、これで説明が終わったなどとは承認できない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> また、話し合いの会で発言する機会がないとの指摘があったことから、次第 4 においても、各構成員が

【意見・質問事項】	【回答】
<p>なぜ本人は笑うのか。彼は東京都の姿勢が表れている。</p>	<p>らご意見を頂くことにしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今度とも、地域住民の意見を幅広く聴くように努めるとともに、ご質問に対しては質問の主旨に沿った説明を心がけます。
<p>司会者は、質問回答意見をメモとして自分で咀嚼してやり取りの仲介（交通整理）をうまく行うこと、武蔵野市の会の司会者とは大きな違いがある。中村氏は武蔵野の会を傍聴して訓練すべきである。</p> <p>司会者は何故下ばかりみて、挙手している人を指ささずに他の人を指したり、質問になんら答えていないのに打切ろうとしたり、メチャメチャです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご意見については、司会者と共有します。
<p>マイクの件 会議を円滑に進めるために、又、議事録を正確に記録するために、構成員用のマイクを増やすべきである。</p> <p>司会者と都は、2本のマイクを廻しているが一般の構成員用に3本ほどマイクを増やすべき、マイク係の女性は気がきかない。話を聞いていれば次は誰かわかるはずだ。</p> <p>都専用のマイクがあるから、小口・安西氏の不規則発言が出てくる</p> <p>都 A,B は、国の代理人でないにも拘らず、再三にわたり無権代理として代弁した。都 A,B は、司会の代理人でないにも拘らず、司会者として代弁した。この不公正、偏見に満ちた都は、議事進行に関しての意見を司会者と共有すると2度発言した。</p> <p>話し合いの会を混乱させた原因は、上記 A,B の人的資質であるが、物理的構造要因として、都 A,B はマイクを常に前に置き気が向いた時、私語を連発する。住民には司会の指名の後、係がゆっくり近づきマイクを渡す。住民の発言時間を短くするための配慮が徹底している。住民に対して私語を禁止しているが、都 A,B は常設マイクで国、司会、事務局として発言。都はこの物理的不公正を直ちに是正しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> マイクの本数は限られているため、構成員用のマイクを増やすことは困難です。 都の構成員についても、挙手をして司会者に指名されてから発言します。
<p>いくつか申しあげたい点があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高速道路の外環と外環の2の呼び名を理解しやすいよう分けましょう 高速道路部分：通過道路 外環2部分：生活道路 2. 発言者に発言内容を事前に書面で出させる、勝手に手を上げて内容に見るべき点があれば発言させない。 ⑩車の保有台数が今と全く異なる昭和41年に、23mと言ったから高速を40mにするのはおかしい?といった発言。 3. (高速：通過道路) 地下になりますと言ったという過去の話しを、他の人の時間を 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外環本線は、放射方向の道路を相互に連絡して都心に集中する交通を分散導入する機能をもつものに対し、地上部街路は地域の利便性向上など、外環本線とは別の機能を持っています。 呼称としては、高速道路を「外環」とし、外環の2は外環と区別するために、「地上部街路」としてしています。 2. ご意見については、司会者と共有します。 3. 話し合いの会は、地上部街路の必要性やあり方などについて、ご意見を聴くために設置したものです。

【意見・質問事項】	【回答】
とって、繰り返すのはやめて貰いたい。	